

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）に対する意見及び市の考え方

1 意見募集期間

令和7年1月23日（木曜日）から令和7年2月21日（金曜日）まで

2 意見の提出者数及び意見の件数

提出者数 1名

意見の件数 1件

3 意見の概要及び市の考え方

該当箇所	意見の概要	市の考え方
全体	昨年発生した情報漏洩の再発防止であればその部分的な改善でも良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。あるいは全項目評価の事務量に合わせて職員体制も変更を行うのでしょうか。	全項目評価は、特定個人情報保護評価指針に基づき、しきい値判断の結果の変更に伴い実施するものです。該当事務における事故発生の要因分析の結果を踏まえて、再発防止のために、市全体として特定個人情報の適切な取扱いを徹底します。 また、全項目評価の実施に当たり、職員体制の変更はありませんが、引き続き、事務取扱担当者等に対する教育研修や事務手順の見直しなどを通じて、安全管理措置を講じてまいります。